

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成 21 年 7 月 8 日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：15件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	気体廃棄物処理系活性炭ホールドアップ装置用機器冷却水冷却塔（1台）の内部確認用覗き窓付き扉の裏側止め金具が外れていたため、当該扉を点検・修理	D	
2	2号機	復水脱塩装置の脱塩塔出口導電率記録計の点検において、打点機能不良を示すエラーメッセージが表示されたため、当該記録計を点検・修理	D	
3	2号機	炉心スプレイ系ポンプ（B）の潤滑油冷却器用冷却水配管の点検において、出口流量監視用覗き窓の内部に異物（紙タオル）が認められたため、回収	D	
4	2号機	残留熱除去系熱交換器（A）出口配管のドレン弁にシートリークが認められたため、対応検討	B	
5	3号機	高圧注水系ポンプ室用局所空調機の結露水汲上げポンプ出口逆止弁に動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
6	3号機	原子炉隔離時冷却系ポンプ室用局所空調機の結露水汲上げポンプに汲上げ機能の低下が認められたため、当該ポンプ及び出口逆止弁を点検・修理	D	
7	3号機	原子炉自動減圧系の逃し弁作動用窒素ガス供給配管の圧力逃し弁にシートリーク（微小）が認められたため、当該弁を点検・修理及び原因調査	C	
8	4号機	タービン補機冷却系熱交換器（C）の渦流探傷検査において、閉止栓施工推奨チューブ（4本）が認められたため、当該チューブに閉止栓を施工	D	
9	5号機	燃料プール冷却浄化系のろ過脱塩器出口流量調整弁（A）に動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
10	5号機	復水脱塩装置供給用圧縮空気冷却器の冷却水入口弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
11	6号機	高圧炉心スプレイ系の電源用ディーゼル発電機の固定子巻線温度計（3相中、1相：W相）に指示値不良が認められたため、当該温度計を点検・修理	C	
12	6号機	燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器（A、B）用出口流量記録計に記録用紙送り不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
13	6号機	中性子計測系局部出力領域モニタ（24-25D）に指示値不良が認められたため、当該モニタを点検・修理	D	
14	集中環境施設	補助ボイラ用給水ポンプ（B）のケーシング接続部より水のリークが認められたため、当該部を点検・修理	C	
15	その他	不適合報告の完了承認者設定の際、「部長承認」とすべきところ、「グループマネージャ承認」としていたため、承認者設定を変更	対象外	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで